

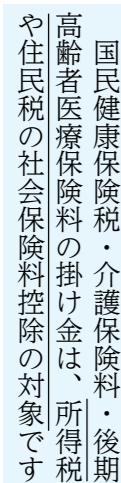
国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006

| 令和6年度納期限 (口座振替日) | |
|---------------------|-----------|
| 第1期 | 7月31日(水) |
| 第2期 | 9月2日(月) |
| 第3期 | 9月30日(月) |
| 第4期 | 10月31日(木) |
| 第5期 | 12月2日(月) |
| 第6期 | 12月25日(水) |
| 第7期 | 1月31日(金) |
| 第8期 | 2月28日(金) |

- ・特別徴収の対象とならない人
- ・市内に転入してきた人
- ・保育料の負担を減らすための

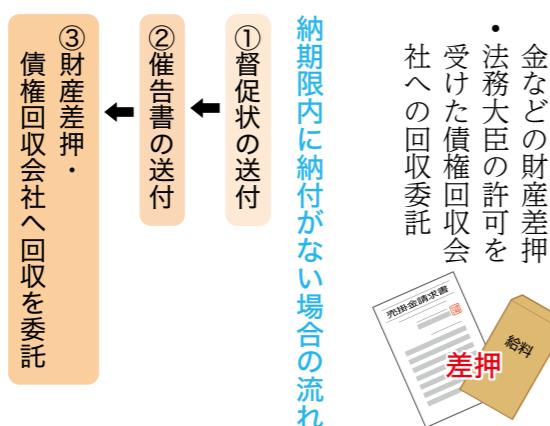
- ・特別徴収の対象とならない人
 - ・市内に転入してきた人
 - ・保険料の額が変更になった人
 - ・年度途中で制度の対象年齢になった人
 - ・後期高齢者医療保険料・65歳
　　介護保険料・65歳
 - ・後期高齢者医療保険料・75歳
 - ※納付書で市役所・各支所・指定金融機関の窓口で納付
 - ・口座振替で納付
 - ・納付書で市役所・各支所・指定金融機関の窓口で納付
 - ※口座振替手続きは、「国民健康保険税」「介護保険料」「後期高齢者医療保険料」のそれぞれで金融機関に届け出が必要です。
 - ※全期前納を希望する人は、全ての納付書（8枚づり）で納めてください。
(全期前納用納付書は添付されていません)
※10月支給分の年金から保険税・保険料の天引きが開始される人は、第1～3期は、納付書または口座振替で納めてください。
 - ※国民健康保険税のみコンビニやスマートフォンアプリでの納付が可能です。



くらし

保険料・使用料などは納期限内に納付をしてください

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006



やむを得ない事情で納付が困難な場合は、早めに各債権の担当課に相談してください。

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の
納税通知書を7月中に送付します ▶問い合わせ 税務課 ☎7

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006

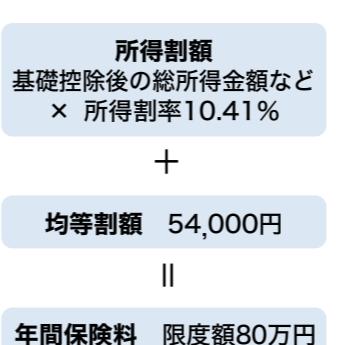
国民健康保険税の計算方法

納税義務者は世帯主
世帯に加入者がいれば、
納税通知書は世帯主宛に送
られます。

国民健康保険税の納税通知書を
7月上旬に送付します

介護保険料の納入通知書を
7月中旬に送付します

| 計算方法 | | 医療分 (加入者全員) | 後期高齢者支援分 (加入者全員) | 介護分 (40~64歳) |
|------|------------------------|----------------|---------------------|-----------------|
| 所得割 | (前年の総所得金額－基礎控除43万円)×税率 | 7.4% | 2.6% | 2.2% |
| 均等割 | 加入者の人数×税額 | 1人 29,000円 | 1人 8,400円 | 1人 8,000円 |
| 平等割 | 1世帯当たりの税額 | 27,000円 | 8,400円 | 8,000円 |
| | 課税限度額 | 650,000円 | 240,000円 | 170,000円 |



お知らせ 8

8月は
**ひとり親家庭等医療費・
重度心身障害者等医療費の受給資格者訃の更新月です**

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014



健康課または各支所で手続きをしてください。

また、8月1日（木）以降、
有効期限の切れた受給資格者証
は、健康課または各支所に返還
するか、各自で破棄してください。

**加入している健康保険が
変わったら**

受給資格者証の変更届が必要
です。新しい健康保険証、受給
資格者証を持つて、健康課または
各支所で手続きしてください。

新しい受給資格者証を
7月末までに送付します

現在使用している受給資格者
証の有効期限は、7月31日(水)
です。受給資格の要件には所得
制限があるため、前年の所得を
審査し、該当する人には7月末
までに新しい受給資格者証を送